

通所リハビリテーション事業所重要事項説明書

(2024年4月1日 更新)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話/FAX 092-534-0157/092-534-0176 (午前8時半～午後17時半まで)

担当 井上 雄太

* ご不明な点はおたずねください。

2. 通所リハビリテーション事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	社会医療法人財団 青洲会 百年橋リハビリテーション病院
所在地	福岡県福岡市中央区清川3丁目17番11号
介護保険指定番号	通所リハビリテーション (福岡県 4011023365 号)
サービスを提供する対象地域	福岡市中央区の一部、南区の一部、博多区の一部 ※百年橋リハビリテーション病院より車で15分以内の地域 上記以外の地域でも、ご希望の方は、ご相談ください

(2) 同センターの職員体制 <例> 2024年 4月現在

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	医師	1名	1名以上(兼任)	1名
機能訓練指導員	理学療法士	2名以上	1名以上(兼任)	3名以上
同上	作業療法士	1名以上	1名以上(兼任)	2名以上
	言語聴覚士	1名	1名以上(兼任)	1名以上
同上	健康運動指導士	1名	0名	1名
介護・看護	看護婦(師)	0名	0名	0名
	准看護婦(師)	0名	0名	0名
	介護福祉士	1名以上	1名以上(兼任)	1名以上
	介護士	1名以上	1名以上(兼任)	1名以上

(3) 同事業所の設備の概要

定員	35名		
機能訓練室	1室 307m ²		
送迎	運転手1名以上	送迎車	2台以上

(4) 営業時間

月～土曜日	午前8時半～午後17時半(但し、12/30～1/3は休業) ※基本的に病院診療対応日に準ずる ※土曜日は8:30～12:30
日祝	休業
サービス提供時間	①9:15～10:30②10:45～12:00③13:45～15:00④15:15～16:30 半日コース:8:45～12:00、13:15～16:30(要介護者のみ)

* 緊急連絡電話 092-534-0157 百年橋リハビリテーション病院(代表)

3. サービス内容

- ① 送迎 :あらかじめ迎え時間を連絡し、ご自宅へお迎え致します。
送迎は必要に応じて実施します。自己送迎が可能な方は自己送迎を提案することがあります。
- ② 機能訓練:理学療法士・作業療法士による個別的機能訓練や、集団訓練を行います。
- ③ 生活相談:介護保険に伴う相談や、苦情・希望について対応致します。

4. 料金

(1) 利用料金

①通所リハビリテーション利用料

不定期で改定あるので別紙とさせていただきます。
料金の改定があった際はそのつど料金表にて再契約とさせていただきます。

②介護保険適用外の利用料金

作業の個人分の材料費・おむつ代などが実費負担となることがあります。

- (2) 支払方法 口座引き落とし、又は病院の会計窓口での現金支払いをお願いしています。
口座引き落としの場合は、サービス提供翌月末に振替を行い、確認でき次第領収書を発行いたします。サービス提供月翌月20日には準備をお願いします。
窓口にてお支払いの場合は、サービス提供月翌月15日以降に請求書を発行しお渡しします。窓口にてお支払いの際に領収書もお渡しします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当院職員がお伺いいたします。
通所リハビリテーション計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を通所リハビリもしくは担当のケアマネージャーまでご連絡ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

以下の場合、文章で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内にお支払いがない。
- ・利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上に渡りサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・利用者様やご家族様などが当施設や当施設のサービス従業者に対して 本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。

6. 当通所リハビリテーション事業所の特徴等

(1)運営方針 : 要介護者等の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を目的とした理学療法、作業療法、言語聴覚士その他必要なリハビリテーションを行い、事業の提供にあたっては常に利用者の症状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者や家族に対し適切なサービス提供致します。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護職員の有無	○	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	年1回 以上、研修会を実施
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 前日までに迎え時間を連絡いたします。
- ・体調確認 体温・血圧・心拍数・を利用前に確認致します。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 急な病気等を除き、ご利用の日の前日17時までにご連絡ください。
- ・設備、器具の利用 理学療法士及び作業療法士の指示の基、使用可能となります。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	※基本的にかかりつけ医
	連絡先	
ご家族	氏名	※いつでも連絡がとれる方
	連絡先	

※契約時確認致します。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 要介護者の人命の安全確保を最優先とした避難誘導等をおこないます。
- ・防災設備 緊急時に対応できるように、消火器及び火報盤を設置しています。
- ・防災訓練 病院での避難誘導訓練に年2回参加しています。
- ・防火責任者 岩屋 匡彦

9. サービス内容に関する苦情・相談窓口

① 当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当 井上 雄太 電話 092—534—0157

② 各市町村役場の介護保険相談窓口(第一次窓口)

福岡市中央区	092—733—5452
福岡市(東区)	092—631—2131
(博多区)	092—441—2131
(南区)	092—559—5127

③ 公的団体の窓口(困難案件)

福岡県国民健康保険団体連合会
介護保険室 092—642—7859

10. 当社の概要

名称・法人種別 社会医療法人 青洲会
代表者役職・氏名 理事長 中村 幹夫
本部所在地・電話番号 092-938-0345

青洲会グループ(福岡地区)の在宅関係の事業所は次のとおりです。

- ・訪問看護ステーション おおぞら
- ・ヘルパーステーション ふれんど
- ・福岡青洲会病院デイサービスセンター
- ・福岡青洲会病院通所リハビリテーション事業所
- ・居宅介護支援事業所 青洲会ケアサポートS
- ・介護老人保健施設 青洲の里
- ・青洲の里 通所リハビリテーション事業所
- ・青洲会クリニック通所リハビリセンター
- ・青洲会クリニックデイサービスセンター
- ・青洲会クリニックケアサポートS
- ・青洲会セシリアデイサービスセンター
- ・有料老人ホーム 青洲の風
- ・有料老人ホーム 青洲の華
- ・百年橋リハビリテーション病院訪問リハビリ事業所
- ・百年橋リハビリテーション病院居宅支援事業所ケアサポートSひかり
- ・百年橋リハビリテーション病院訪問看護事業所/訪問看護ステーション ひかり